



働くという未来への歩みに
安心感と喜びを

令和8年9月号

未来歩だより

一つの労務問題、そこにはいくつもの法違反が潜んでいるかも。

先日「労働基準監督署による時間外労働削減の一律指導見直し」についての方針が公表されニュースでも話題になっていましたね。SNS等では、国が労働時間の指導を緩めるのでは、といった声もあったようですが、当然そのような趣旨ではありません。あくまで各社の実態を踏まえた上で健康管理措置等の実施確認を重視し、過労による健康障害の防止を強化するということになります。

時間外労働に必要な36協定の重要性については過去の未来歩だよりでも取り上げたところですが、では、もし36協定の締結・届出を適切に行わずに残業をさせていた場合どうなるのでしょうか。その分の賃金さえ払っていればよいのでしょうか。答えはNOです。違法労働と賃金未払いは別問題であり、たとえ割増賃金を支払っていても違法労働をさせた問題は残ったままです。で、行政指導や罰則の対象になります。

このように、労務管理の場面では一つの事実に対して複数の法律が絡み合い、何重にも問題が発生していることが多々あります。事実を多面的に捉え、複雑な労働法に沿って問題点を洗い出して解決していくことは、自社の力だけでは難しいのです。ぜひ未来歩にご相談ください！

今月のひとこと

踊る大捜査線やゴジラなど、この秋は楽しい映画の公開が控えています。最近サブスクですぐに配信されますが、映画館で観るってやっぱりいいですね。迫力もいいですし、何よりあの空間が好きでとても気分転換になります♪



助成金や労務情報を積極的に
お届けする「提案型」の
社労士事務所です！

代表 特定社会保険労務士
かいとうあゆみ
皆藤 歩



「手間のかかる労務管理をアウトソーシングしたい」
「助成金を活用したい」といった具体的なお話から
「法律や人のことに悩まずに事業をしたい」
「人材確保と定着のために、法令遵守だけではなく
プラスアルファの取り組みをしたい！」
といったご相談まで、お気軽にお聞かせください。

社会保険労務士事務所 未来歩

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-17-11

<https://miraif-sr.com/>

